

巻頭言

地域共生社会と地域看護というケアの営み

田村須賀子

富山大学学術研究部

日本地域看護学会誌, 24 (3) : 3, 2021

地域共生社会とは、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念である。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である¹⁾。これは、本学会過去3回の学術集会においても、講演テーマ等に掲げられてきたものである。さらに地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進する市町村モデル事業として、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を内容とする、新たな事業の創設も進められている¹⁾。

本学会が2019年に再定義した「地域看護学」とは、「地域看護学は、人々の生活の質の向上とそれを支える健康で安全な地域社会の構築に寄与することを探求する学問である」「地域看護は、人々の健康と安全を支援することによって、人々の生活の継続性を保障し、生活の質の向上に寄与することを目的とする」「地域看護学は、多様な場で生活する、様々な健康レベルにある人々を対象とし、その生活を継続的・包括的にとらえ、人々やコミュニティと協働しながら効果的な看護を探究する実践科学である」とある²⁾。地域共生社会にうたわれている理念と共通するところを感じつつ、地域看護の教育・研究・実践者であるわれわれが、地域共生社会の実現に向けた取り組みに、看護職として担う者なのかと問われると、答えに少し躊躇する。

もとより保健所・市町村保健師は専門職としての裁量を発揮し、保健医療福祉制度の統合のもと、継続的・包括的に地区活動を展開してきた。疾病や障害・介護、出産・子育てなど、支援が必要となる要因を想定し、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとの保健事業を含む、公的な支援を提供してきた。しかしたとえば、新生児への家庭訪問であれば、新生児に限って支援するものではなく、個人や世帯単位で複数分野の課題の有無を把握し、複合的に支援するという原則がある。地区担当制と業務担当制を併用した活動展開にも、その特徴の反映がうかがえる。そのあたりが対象者ごとに、「縦割り」で整備された福祉の公的サービスだけでは対応が困難なケースであっても、「その生活を継続的・包括的にとらえ、人々やコミュニティと協働しながら効果的な」支援で対応できるのが地域看護であり、実践科学としての地域看護学であるととらえる。

次に地域共生社会の「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながっていくことに関して、精神科医・医療人類学者のアーサー・クラインマンによるケアの概念を紹介したい。「ケアという営みは人間関係の中心にある。ケアすることと受けることは分かち合いのプロセスである。そのなかで、思いやりや承認、実際の支援や情緒的行動であり、実践であり、表現である。ときにそれは応答である。さまざまな状況や背景のもとで、他者と自己の欲求に絶え間なく応答することである。ケアというのは、不安に怯え傷ついている人に寄り添い続けることである」³⁾と、地域看護を担う看護職として「人々の生活の継続性を保障し、生活の質の向上に寄与することを目的」に、人と人、人と社会とが、この「ケアという営み」でつながっていく・つながり続ける地域社会づくりに貢献し、自らも一個人としてつながり存在しうる看護職の取り組みが、今後も研究として本学会誌から発信されることを期待したい。

【文献】

- 1) 地域共生社会推進検討会：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ、2019年12月26日。
- 2) 日本地域看護学会：地域看護学の再定義。 http://jachn.umin.jp/ckango_saiteigi.html (2021年11月29日)。
- 3) アーサー・クラインマン (著)・皆藤 章 (監訳)：ケアのたましい、福村出版、2021。